

## 第 4 章

### 市場支配的地位の濫用行為規制

韓国の独占禁止法である公正取引法は、わが国の独占禁止法とかなり類似しているが、そのなかで、市場支配的地位の濫用行為規制は、わが国の独占禁止法にはない規制である。もっとも、わが国の独占禁止法で禁止される私的独占は、この市場支配的地位の濫用行為に含まれるが、あくまでもその一部分であり、市場支配的地位の濫用行為の方が、私的独占よりその範囲が広い。

韓国の市場構造は、競争的になってきているとはいえ、非競争型の市場も多く存在し、大規模企業集団も依然として大きな経済力を有している。韓国ではこのような競争条件に問題のある状況が存在するが故に、市場支配的地位の濫用行為規制により、市場支配的事業者に対して制度的に厳しい対応を図っていかなければならないという事情がある。公正取引法は、1994年12月に第4次の改正が行われたが、市場支配的地位の濫用行為規制についても、価格引下げ命令に従わない場合に適用される既存の課徴金制度に加え、新たに、価格以外の濫用行為に対しても課徴金制度が導入され、規制の強化が図られている。

#### 1. 規制制度の変遷

市場支配的地位の濫用規制は、公正取引法の制定以降、法改正の都度、次のとおり、改編・強化されてきている。しかし、基本的には、同法制定当時

と現在を比較して制度面に大きな変化はない。

### (1) 公正取引法の制定当時

市場支配的地位の濫用行為禁止の規定は、3条において、「市場支配的事業者は、次の各号の1に該当する行為をしてはならない」と規定され、次の行為が禁止されていた。

- ①商品の価格又は役務の代償を不当に決定、維持又は変更する行為（価格濫用行為）
- ②商品の販売又は役務の提供を不当に調節する行為
- ③他の事業者の事業活動を不当に妨害する行為
- ④新たな競争事業者の参入を妨害し、又は一定の取引分野における競争事業者を排除するために、施設を新設又は増設する行為
- ⑤その他競争を実質的に制限し、又は消費者の利益を著しく阻害するおそれがある行為

「市場支配的事業者」は、2条に定義され、「競争事業者が存在しないか、又は実質的な競争が行われていない場合」、「競争事業者との関係において、当該事業分野において圧倒的な地位を占めている場合」又は「2以上の事業者のうち、少数の事業者が全体として当該事業分野において圧倒的な地位を占めている場合」に該当する場合であって、施行令で定められる基準に該当する事業者とされ、具体的な基準は、施行令に委ねられていた。そして、施行令では、最近1年間の国内総供給額が300億ウォン以上であって、市場占拠率が「1の事業者の市場占拠率が50%以上」又は「3位以上の事業者の市場占拠率の合計（ただし、市場占拠率が5%未満の事業者を除く）が70%以上」に該当する事業者を市場支配的事業者とすると定められていた。

なお、上記①の価格濫用行為の禁止の適用対象は、3条の但書で、「市場支配的事業者」のなかで施行令で定める基準に該当する事業者に限るとされ、施行令において、その事業者を「市場占拠率が50%以上の事業者」とすると

して、その禁止規定の適用を市場占拠率の極めて大きい市場支配的事業者に限定していた。また、価格濫用行為の禁止についてのみ、施行令において、その運用基準が定められ、価格の下方硬直性がある場合や販売管理費が過大である場合等が価格濫用行為として問題になるとされた。

是正措置としては、市場支配的地位の濫用行為禁止の規定に違反する行為に対しては、「価格の引下げ、当該行為の中止、その他是正に必要な措置を命じることができる」とされ、特に、前記3条但書に該当する市場支配的事業者については、価格引下げ命令に応じない場合には、課徴金が賦課されるようになっていた。

一方、3条但書に該当しない比較的小さな市場支配的事業者については、4条において、2社以上が3カ月以内に価格の同調的引上げを行った場合には、経済企画院長官がその引上げ理由の報告を求めることができるとされ、その同調的引上げが不当と認められた場合には、前記是正措置と同様に価格の引下げ等の是正に必要な措置を命じることができるようになっていた。

## (2) 公正取引法の改正

公正取引法の改正は、1986年、90年、92年及び94年の4次にわたるが、そのたびに、市場支配的地位の濫用行為に係わる規制に関する規定も改正されている。ただ、それらの改正は、いずれも規制制度を大きく変更するものではなかった。

### ア 1986年の改正

この改正により、前記の3条但書が削除され、前記①価格濫用行為の禁止は、3条但書に該当しない市場占拠率の比較的小さい市場支配的事業者についても適用されるようになり、その適用対象範囲が、全ての市場支配的事業者に拡大されることになった。このように、3条但書に該当しない市場支配的事業者についても価格濫用行為の規制対象になったことから、かかる市場支配的事業者のみに適用されていた価格規制である4条の価格の同調的引上

げの規定は廃止された（ただ、この廃止に伴い、価格の同調的引上げは、価格濫用行為の運用基準を定めた施行令において、新たに、価格濫用行為の一つとして追加された）。3条但書に該当しない市場支配的事業者にとっては、この改正以前は、価格の同調的引上げにより、その理由の報告を求められ、不當である場合には是正命令を受けるに止められていたのが、この改正により、是正命令のみならず、課徴金の賦課の対象ともされるようになり、規制が強化された<sup>(1)</sup>。

また、この改正により、前記④の「新たな事業者の参入を妨害し、又は一定の取引分野における競争事業者を排除するために、施設を新設又は増設する行為」から、「一定の取引分野における競争事業者を排除するために、施設を新設又は増設する行為」が削除され、単に「新たな事業者の参入を妨害する行為」とされた。これは、削除された行為が、前記③の「他の事業者の事業活動を不当に妨害する行為」と重複するため、不要であったためと考えられる。

#### イ 1990年の改正

この改正により、2条7号の市場支配的事業者の定義規定が改められ、それまでの抽象的な要件が削除され、市場占拠率による具体的な要件に代えられた（施行令で定められていた市場占拠率の基準を法律に移行した）。これにより、市場支配的事業者とは、「1の事業者の市場占拠率が50%以上」又は「3以上の事業者の市場占拠率の合計（ただし、市場占拠率が10%未満の事業者を除く）が75%以上」であり、施行令が定める要件に該当する事業者とされ、施行令において、その要件を最近1年間の国内総供給額が300億ウォン以上の事業者とされた。

また、市場支配的事業者の指定・告示は、これまで施行令により行われてきたが、この法改正によりその根拠規定が法律自体に設けられ、今後は、4条に基づき行われることになった。

#### ウ 1992年の改正

市場支配的事業者の指定・告示に当たって、事業者に対して資料の提出を求める権限規定が施行令において定められていたが、このような権限規定は、本来法律に規定されるべき事項であるとして、法律に移された。

また、1986年に価格の同調的引上げが価格濫用行為の一つとして施行令の価格濫用行為の運用基準を定めた規定に追加されたが、この法改正に伴う施行令の改正の際に、その価格の同調的引上げに関する部分が削除された。さらに、この法改正に伴う施行令の改正において、市場支配的事業者の国内総供給額の基準が年間300億ウォン以上から500億円以上に引き上げられた。

#### エ 1994年の改正

従前から、市場支配的地位の濫用行為を行った市場支配的事業者が価格引下げ命令に応じない場合には、課徴金が賦課されるようになっていたが、これでは、価格濫用行為がその適用対象となっても、それ以外の市場支配的地位の濫用行為には適用し難い。このため、新たに、価格濫用行為以外の市場支配的地位の濫用行為についても課徴金制度が導入され、その行為があった日からその行為がなくなるまでの期間における売上額の3%の金額を超過しない範囲内で課徴金が賦課できるようになった。

## 2. 現行規制の内容

まず、2条7項において「市場支配的事業者」の定義規定が設けられている。市場支配的事業者とは、同種又は類似の商品又は役務の供給において「1の事業者の市場占拠率が50%以上」又は「3以上の事業者の市場占拠率の合計（ただし、市場占拠率が10%未満の事業者を除く）が75%以上」であって、施行令で定める要件に該当する事業者とされている。施行令では、最近1年間の国内総供給額が500億ウォン以上の事業者であることが、その要件となっ

ており（施行令4条1項），国内総供給額とは，商品又は役務の総出荷額から輸出額を差し引いて輸入額を加えた後，間接税を控除した額とされている（施行令4条2項）。また，前記市場占拠率の算定に当たっては，事業者と系列関係にある事業者は1の事業者と見なされ（施行令4条4項），それらの市場占拠率を合算して市場支配的事業者かどうかの該当性が判断される。市場支配的事業者は，4条1項に基づき，公正取引委員会により指定・告示されることになっており（施行令7条1項により，毎年度末までに，次年度の市場支配的事業者の指定・告示が行われる），そのために，公正取引委員会は，4条2項によって事業者から必要な情報の提供を求めることができるようになっている。

次に，3条において，市場支配的事業者の濫用行為禁止規定が設けられており，「市場支配的事業者は，次の各号の1に該当する行為（以下「濫用行為」という）をしてはならない」とし，次の行為が濫用行為として列挙されている。（ただし，金融・保険業を営む事業者については，61条の規定により本条の適用が除外されている。）

- ①商品又は役務の対価を不当に決定，維持又は変更する行為（1号）
- ②商品の販売又は役務の提供を不当に調節する行為（2号）
- ③他の事業者の事業活動を不当に妨害する行為（3号）
- ④新たな競争事業者の参入を不当に妨害する行為（4号）
- ⑤その他競争を実質的に制限し，又は消費者の利益を著しく阻害するおそれがある行為（5号）

これらの行為のうち，①の価格濫用行為については，施行令5条において法運用の基準が設けられており，次の行為が価格濫用行為に該当するとされている。

- ①商品又は役務の対価が，相当期間需給の変動又はその供給に要する費用の変動に比べて，正当な理由なく著しく上昇し，又はその下落が僅少な場合
- ②当該市場支配的事業者が属する業種又は類似の業種における通常の水

準に比べて、販売費及び一般管理費を正当な理由なく過大に支出している場合

また、価格濫用行為を含め、すべての濫用行為を対象として「市場支配的事業者の濫用行為審査指針」が定められており、それぞれの濫用行為について細部の審査基準が示されている。

ただ、この市場支配的地位の濫用行為の規制は、前記①の価格濫用行為や前記②の「商品の販売又は役務の提供を不当に調節する行為」の禁止に見られるように、法律の規定上は「不当に」という要件以外には競争に関係するような要件がない。この不当性をどのような観点から判断するのかその如何にもかかわるが、規定上は、ともかく政府が不当と見なした場合には事業者の価格や数量の設定行為それ自体を直接問題にできるようになっている。こうした規定ぶりとなったのは、市場支配的地位の濫用行為の規制が物価統制時代の規制を引き継いだ側面があることが関係している。

それに、前記⑤の「消費者の利益を著しく阻害するおそれがある行為」<sup>(2)</sup>にも見られるように、市場支配的地位の濫用行為規制の対象範囲は、単に競争制限行為のみに限定されないという点も特徴として指摘できる。

是正措置としては、市場支配的地位の濫用行為禁止規定に違反する行為に対しても、5条において「価格の引下げ、当該行為の中止、法違反事実の公表その他是正に必要な措置を命じることができる」とされており、是正命令として価格引下げ命令が出せることに特徴があり、これは、1980年の公正取引法制定当初から入っているものである。なお、是正命令の不履行に対しては、3年以下の懲役又は2億ウォン以下の罰金が科せられる（懲役刑と罰金刑の併科可）。

また、市場支配的事業者が価格引下げ命令に応じなかった場合には、6条1項により、公正取引委員会は課徴金を納付するよう当該市場支配的事業者に対して命じなければならないことになっており、その場合の課徴金額は、命令の出された日から実際に命令に従って価格を引き下げるまでの期間の差額分とされている。さらに、価格濫用行為以外の市場支配的地位の濫用行為

については、6条3項により課徴金を直接賦課することができ、濫用行為があつた日からそれがなくなる日までの期間における売上額の3%以内の範囲内で課徴金が賦課できるようになっている。

### 3. 運用状況

#### (1) 市場支配的事業者の指定

市場支配的事業者は、毎年、公正取引委員会により指定され、1994年度において指定を受けた市場支配的事業者が市場に存在する品目の数は140品目、各品目ごとの市場支配的事業者の合計は332名（重複を除いた純市場支配的事業者数は194名）である。この市場支配的事業者数は、表1のとおり、公正取引法制定以降基本的に増加してきたが、これには、経済規模が拡大しているにもかかわらず、同法制定以降93年度まで、市場支配的事業者の国内総供給額の規模が年間300億ウォン以上とされ、その額が変更されなかつたことが関係している。実際、施行令の改正により市場支配的事業者の国内総供給額の規模が年間500億ウォン以上とされた94年度においては、市場支配的事業者数は前年度に比べて減少している。

市場支配的事業者が財閥といわれる大規模企業集団にどのくらい属しているか見てみると、最近の状況は定かでないが、1990年においては、同年に指

表1 年度別市場支配的事業者指定状況

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
品目数	42	48	58	71	85	100	106	122	131	135	136	144	140	140
事業者数	102	115	142	179	216	266	240	286	310	314	320	352	355	332
総事業者数	71	87	107	136	151	181	161	177	178	180	183	209	208	194

(注)韓国公正取引委員会「市場支配的事業者管理便覧」(1993年4月), 9ページ及び同「公正去來年次報告1994年版」(1994年8月), 48ページの表から作成。

表2 市場構造の変動

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
集中型市場 (3社占拠率 50%以上)	73.9	74.8	74.8	73.9	69.9	68.1	64.8	65.1	62.7	63.7
競争型市場 (3社占拠率 50%未満)	26.1	25.2	25.2	26.1	30.1	31.9	35.2	34.9	37.3	36.3

(注)韓国公正取引委員会「市場支配的事業者管理便覧」(1993年4月), 30ページ及び同「公正去來年次報告1994年版」(1994年8月), 54ページの表から作成。

定された大規模企業集団（53企業集団）に全市場支配的事業者の50.8%に当たる事業者が属している状況にあった<sup>(3)</sup>。韓国の市場構造自体は、表2のとおり、国内商品市場において、3社市場占拠率50%未満の「競争型市場」が公正取引法制定当時の81年において26.1%（出荷額ベース）であったものが、90年においては36.3%に増加している。これに反して、3社の市場占拠率50%以上の「集中型市場」が同期間において73.9%から63.7%に減少している。こうしたことから、公正取引委員会は、市場構造が競争型に変わってきているとしているが<sup>(4)</sup>、3社市場占拠率が70%以上の市場が90年においても47.2%を占めていることに見られるように、韓国の市場構造は競争的であるとはいえない。この辺に、韓国においては市場支配的地位の濫用行為規制により市場支配的事業者に対して厳しく対応してくる必要性があったといえよう。

## （2）事件の処理状況

市場支配的地位の濫用行為の違反事件として処理された件数は、表3のとおり、公正取引法制定時から1993年12月までの間に、是正命令11件、是正勧告3件及び警告5件の計19件であり、件数は多くない。また、その内訳は、価格濫用行為3件、他の事業者の事業活動妨害15件、新規参入妨害1件となっている。市場支配的地位の濫用行為事件は、毎年発生しているわけではなく、

表3 市場支配的地位の濫用行為の措置件数

年度 類型	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	計
是正命令	0	0	0	1	1	1	3	0	0	0	0	3	2	11
是正勧告	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
警 告	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3	0	5
計	0	0	2	1	1	1	4	0	0	2	0	6	2	19
課 徴 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)韓国公正取引委員会「市場支配的事業者管理便覧」(1993年4月), 115ページ及び同「公正去來年次報告1994年版」(1994年8月), 423ページの表から作成。

また, 处理件数も1件~2件の年度が大部分であり, 多い年度でも, 87年度4件, 92年度6件といった状況である。なお, 課徴金が賦課された事件は93年12月末現在ない。

一方, 市場支配的事業者が不公正取引行為を行い, 違反事件として処理された件数は, 公正取引法制定時から1993年12月までの間において, 342件に達しており, その内訳は, 不当な取引拒絶12件, 排他条件付取引66件, 拘束条件付取引35件, 優越的地位の濫用155件, 再販売価格維持35件, その他39件となっている<sup>(5)</sup>。

次に, 市場支配的地位の濫用行為の違反事例を行為類型別に紹介することとする<sup>(6)</sup>。

#### ア 価格濫用行為（3条1号）

価格濫用行為としては, 菓子メーカー3社の事件があるのみである。

##### ・価格の不当な決定・維持——ヘテ製菓(株), ロッテ製菓(株)及び(株)クラウン製菓事件（1992年1月16日是正命令）

ビスケットを製造・販売する3社は, 消費者がビスケットを購入する際, その内容量に必ずしも十分な注意を払っていないという消費者の購買行動を利用し, 内容量の表示を認識し難いようにすることによって, ビスケットの価格をそのままにして内容量を減量した。これは, 実質的

に製品価格を不当に決定・維持したものであるとされ、是正措置としては、価格を引き下げるか、或いは、価格水準に相応する水準に内容量を增量すること、また、消費者が識別できるように重量表示をすることが命じられた。

#### イ 商品販売等の不当調節（3条2号）

1993年12月末日現在、違反事例はない。

#### ウ 他の事業者の事業活動の妨害（3条3号）

価格濫用行為を除いて法的措置（是正命令及び是正勧告）がとられた市場支配的地位の濫用行為事件は、すべて、この「他の事業者の事業活動の妨害」事件である。主な違反事例は次のとおりである。

- ・誹謗による妨害（1） ——ソウル味元(株)及び第一製糖(株)事件（1983年11月3日是正勧告）

両社は、百貨店、スーパー・マーケット等の共同売場に販促職員を派遣し、虚偽又は不確実な内容で競争事業者の製品を誹謗し、あたかも、売場の所属販売員が第三者的立場から商品情報を伝達しているかのように消費者を誤認させた。このような行為は、競争事業者の事業活動を妨害するものであるとされ、是正措置として、両社に対して、百貨店等の共同売場に販促職員を派遣しないこと、やむを得ず派遣する場合には競争事業者を誹謗したり、販促職員が第三者的立場から情報提供しているかのように誤認させる欺瞞的顧客誘引行為をしないこと、また、派遣職員であることを消費者が容易に識別できるように「○○会社職員」と服装に表示することが命じられた。

- ・誹謗による妨害（2） ——調整粉乳会社の事件（1990年7月12日警告）

調整粉乳において市場支配的地位にあるN社は、競争事業者であるM社の新製品について商品名のみを変えたものであるなどと不確実な内容により誹謗し、競争事業者と取引しようとする農協に対して販売を拒絶

する意思を表明することにより、結果的に競争事業者と農協との取引を難しくした。このような行為は、競争事業者の事業活動を妨害するものであるとされたが、N社がこうした行為を撤回する文書を発送し、正常な取引がなされるようになり、もはや是正させる必要がなくなったところから、警告措置とされた。

・製品の取替え拒否等による妨害——大韓電線(株)事件（1993年9月15日是正命令）

大韓電線(株)からケーブルの供給を受ける申告人は、韓国道路公社発注の工事において、同公社から大韓電線製ケーブルの検収不合格の通知を受けたため、大韓電線に取り替えてくれるよう要求したところ、申告人の代金未払を理由にその要求を拒絶された。かかる拒絶は、大韓電線が不良ケーブルを取り替えてやれば、工事代金の決済時に未払となつている代金の30%を優先的に支払保証するという道路公社側の提案があつたにもかかわらず、行われたものであった。また、申告人は、ケーブルを保有する中央エンジニアリングから購入しようとしたが、これについても、大韓電線が自己の取引先である中央エンジニアリングをしてケーブルを販売しないようにさせた。こうした大韓電線の一連の行為は、他の事業者の事業活動を不当に妨害するものであるとされた。

・原価を下回る販売による妨害——株金星社事件（1986年5月28日是正命令）

昇降機を製造・販売している株金星社は、競争事業者や新規参入者を排除するため、他事業における資本力を利用し、相当期間にわたって製造原価の80%の水準で昇降機を販売するとともに、競争事業者と契約を締結している取引の相手方には正常な取引慣行に照らして妥当性の無い条件を提示して契約を破棄させていた。このような金星社の行為は、競争事業者の事業活動を不当に妨害するものであるとされた。

・取引拒絶の懲懲による取引の妨害——金星電線(株)、大韓電線(株)及び国際電線(株)3社の事件（1987年7月27日是正命令）

電線製造業者ではなく、電線を取り扱ったこともない流通業者である

(株)新韓一商事は、陸軍中央経理団から発注される軍用通信ケーブルの入札において落札し、入札前に電線供給契約をしていた大韓電気販売(株)(大韓電線(株)の代理店)に電線供給を求めたところ、その供給を受けられず、中小企業の大元電線(株)と電線供給契約を締結した。これに対して、金星電線(株)、大韓電線(株)及び国際電線(株)の3社と韓国電線工業協同組合は、大元電線に対して、当該電線供給契約を取り消すよう懲戒した。これについて、3社と協同組合は、会員会社等の定例会合において電線ケーブル業界の発展のためには、大元電線と新韓一商事との契約を取り消しさせるのが適切と考え、大元電線に契約の取消を勧告したに過ぎないと弁明した。しかし、この勧告は、単純な勧誘を超えるものであり、不当に他の事業者の事業活動を妨害又は制限する行為と認められるとされ、3社は市場支配的地位の濫用行為禁止の規定に違反し、協同組合は構成事業者の事業活動の制限の禁止の規定に違反するとされた。

・取引の相手方と競争事業者との取引の妨害(1)——東西食品(株)事件(1984年10月31日是正命令)

コーヒー類の製品を生産・販売している東西食品(株)は、競争事業者であるミジュ産業(株)のコーヒー製品を取り扱っていた地下鉄公社消費組合から、1983年11月頃、商品を漏れなく取り揃えるために東西食品の製品も取り扱いたいとの要請を受けた。しかし、東西食品は、ミジュ産業の製品の取扱いを中断しないならば、自社製品を供給できないという条件を提示したところから、消費組合は、両社の製品を同時に取り扱いたいとしていたものの、需要者の選好度が高い東西食品の製品を取り扱うためには同社が提示する条件を受諾せざるを得なかった。これについて、東西食品のこのような行為は、消費組合と不当に排他的な条件で取引を行うことにより、他の事業者の事業活動を妨害するものであるとされた。

・取引の相手方と競争事業者との取引の妨害(2)——大韓航空(株)事件(1990年7月6日是正勧告)

大韓航空(株)大邱支店は、大邱地域管内において同社及び(株)アシアナ航

空と代理店契約を締結している旅行社に対して、取引先を同社又はアシアナ航空のいずれか1社に限るよう要求し、その結果、旅行代理店3社がアシアナ航空に代理店契約を解除したい旨申し入れた事実が認められた。このような行為は、不当に競争事業者の事業活動を妨害するものであるとされたが、大韓航空の会社全体としての営業政策ではなく、大邱支店管内の行為であり、競争への影響が限られており、また、同社が自主的に是正する意思を明らかにしている点が勘案され、是正勧告の措置がとられた。

#### エ 新規参入の妨害（3条4号）

- ・市場支配的事業者が加入する協会を中心とした新規参入妨害行為——貨物自動車会社2社の事件（1992年警告）

貨物自動車製造業分野において市場支配的事業者である2社は、S社が貨物自動車製造事業に新規参入した場合にその及ぼす影響が大きいことを憂慮し、韓国自動車工業協会の理事会、社長会及び常任委員会に数次にわたって出席し、協会を中心としたS社の貨物自動車事業への新規参入を阻止するために行った一連の行動（5経済新聞への声明書の掲載、商工部等の関係機関への建議書の提出等）に積極的に関与した。このような行為は、S社の新規参入のための法的手続の履行を不当な方法により妨害するものであるとされたが、貨物自動車製造業分野における競争を制限する効果が非常に小さいと判断され、警告措置となった。

#### オ その他濫用行為（3条5号）

1993年12月末までは、違反事例がなかったが、その後に、次の事例が発生している。

- ・差別的な対価の設定及び取引先の顧客の制限——韓国放送広告公社事件（1994年10月5日是正命令）

放送広告は、広告主が広告会社に広告の代行を委託し、広告会社がさ

らに韓国放送広告公社（韓国放送広告公社法に基づき設立され、放送広告業務を独占的に代行する事業者）に再委託し、同公社が放送局に広告を依頼する形で行われるところ、同公社は、広告会社に支払う代行手数料に差を設け、専門性の落ちる競争力の弱い広告会社を保護し、その退出を制限しており、また、広告会社との契約において、広告主にとって契約を締結できる広告会社を2社以上とすることができないように定め、広告主の多様な選択を制限し、広告会社間の競争を制限していることが認められた。このため、こうした同公社の行為は、同公社が市場支配的地位を濫用して放送広告市場における競争を実質的に制限する行為であるとされた。

#### 4. 今後の課題

韓国公正取引委員会が近年において作成した施策計画に関する資料に基づいて、韓国における市場支配的地位の濫用行為規制がかかえている課題を見ていくこととしたい。

まず、1991年12月27日策定の「第七次経済社会発展五ヵ年計画 公正取引部門計画」においては、同委員会は、公正取引法の施行以降、市場支配的地位の濫用行為を摘発・是正してきたとし、市場支配的事業者の指定制度については、韓国の実情に適合した独特な制度であり、指定それ自体が濫用行為を抑制する効果を持っているとしている。これがため、市場支配的地位の濫用行為の発生が少なくなっているとしている。しかし、その一方で公正取引委員会は、製造業部門の独寡占度は漸次改善される趨勢にあるとはいえ、絶対的な水準は依然高い水準にあるとしており、競争促進施策が推進されているにもかかわらず、依然として市場支配的品目に継続して指定されるものがあることに見られるように、相当数の品目で独寡占状態が長期化している問題があるとしている。このようななかで、最近の韓国経済の急速な量的・質

的変化を勘案し、次のような施策を推進するとしている<sup>(7)</sup>。

- ①独寡占現象が長期化している市場の原因を分析し、競争促進を図っていく必要があるが、そのためには、特に、競争制限的な政府規制が残存している品目について規制の廃止を推進するとともに、対外開放による海外からの競争導入の実効性を高めるために関税制度の改編等を図る必要がある。(例えば、関税制度の改編等については、市場支配的事業者の品目に係わる関税率が1983年40.9%，89年16.7%，93年11.6%と引き下げられてきており、また、そうした品目の輸入自由化率についても83年52.0%，89年96.0%，93年97.1%と引き上げられてきている<sup>(8)</sup>。)
- ②外国の有力な事業者又は独寡占事業者が韓国の国内市場において市場支配力を行使することに適切に対応するとともに、国内の独寡占事業者が外国の事業者と輸入代理店契約を締結する品目における市場支配力の強化に適切に対応していく必要がある。
- ③経済的な重要性が急速に増大している情報通信産業に対する中長期的な独寡占対策を研究するとともに、市場が地域的に分割される現象が見られる流通業やサービス業等についてはそうした業種ごとの特性を考慮して対処していく必要がある。
- ④供給独寡占に対する規制のみに限定せず、需要独寡占についても規制することを検討する必要がある。
- ⑤経済与件の変化や規制の効率性を考慮して、市場支配的事業者の指定基準となっている年間国内総供給額300億ウォン以上とする基準を調整する。(この基準については、前述のとおり、1992年の法改正に伴う施行令の改正時に500億ウォン以上とされた。)

次に、この施策計画よりも新しい計画としては、1993年7月策定の「『新経済五カ年計画』公正競争秩序の定着と企業経営革新部門」があるが、そのなかで、市場支配的地位の濫用行為に関する事項として、次のようなものが挙げられている<sup>(9)</sup>。

- ①市場支配的事業者の指定基準の合理的調整

市場支配的事業者の指定から除外されている市場支配力を地域的に有するサービス業の事業者や需要独寡占品目の事業者を市場支配的事業者に指定すること（法改正事項）を検討するとともに、市場において実質的に市場支配的地位を行使している政府投資機関等の公企業を市場支配的事業者に指定する必要があるとしている。

## ②長期にわたる独寡占市場構造の改善

1981年以降継続して市場支配的品目に指定されている品目等、長期にわたって指定されている品目<sup>(10)</sup>について、市場構造を改善していく方策として、価格に関する行政指導の撤廃、参入制限・設備増設制限等の競争制限的政策のは正、輸入自由化等による海外からの競争の積極的導入、流通における独寡占体制の維持を可能にする代理店制度の改善を挙げている。

この計画は、前記の計画と基本的に変わりがないが、前記の計画になかったものとしては、例えば、市場支配的事業者の指定では、政府投資機関等の公企業を市場支配的事業者の指定の必要性が挙げられており、これについては、1993年7月から24名の公共事業者が新たに市場支配的事業者として追加されている<sup>(11)</sup>。

## 5. 小 括

韓国の市場構造は、競争的になってきているとはいえるが、非競争型の市場も多く存在し、大規模企業集団も依然として大きな経済力を有している。韓国においては、そのような競争条件に問題のある状況が存在するが故に、市場支配的地位の濫用行為規制により、市場支配的事業者に対して制度的に厳しい対応を図っていかなければならないという事情がある。しかし、市場支配的地位の濫用行為規制の運用状況について見ると、「他の事業者の事業活動の妨害行為」を除いて、規制実績がほとんどないか、或いは全くない状況で

ある。それは、市場支配的事業者の指定それ自体が濫用行為を抑制する効果を持っていることによるものであるとする見方も一方ではある。しかし、このように規制実績が低調なのは、「価格濫用行為」や「商品販売等の不当調節行為」の禁止規定に見られるように、違反行為の構成要件が不明確で不当性の判断が難しく、しかも、最も重要な競争手段である価格や数量の設定自体に直接介入するような規制になっており、規制の運用それ自体が難しいという問題があることが多分に関係していると考えられる。実際のところ、「価格濫用行為」については違反事例が3件あるだけで、それも典型的な違反事例とはいえない。また、「商品販売等の不当調節行為」の規制に至っては違反事例がないのである。そのような状況であるにもかかわらず、「商品販売等の不当調節行為」についてまでも1994年の第4次法改正により課徴金の制度が導入されるに至っている。こうしたことを踏まえると、市場支配的地位の濫用行為規制は、市場支配的事業者に対する牽制・抑止効果を過度に狙っていると受け取れなくもない。

今後、市場支配的地位の濫用行為規制については、競争法規としての性格をより明瞭にするため、規定面のより一層の整備が必要なのではないかと考えられる。

注(1) 中山武憲「韓国独占禁止法における市場支配的地位濫用規制制度」(『公正取引』, 1993年11月), 37ページ。

(2) 「市場支配的事業者の濫用行為審査指針」では、「消費者の利益を著しく阻害するおそれがある行為」として、「勧奨消費者価格を実際の取引価格よりも過多に表示する行為」や「消費者の財産上、身体上、精神上の諸利益を顕著に阻害するおそれのある行為」が挙げられている。

(3) 韓国公正取引委員会『公正去來第三号』, 51ページ。

(4) 及び(5) 韓国公正取引委員会「公正去來年次報告1994年版」, 1994年8月, 53ページ及び52ページ。

(6) 韓国公正取引委員会「市場支配的事業者管理便覧」, 1993年4月, 118~123ページ; 韓国公正取引委員会「公正去來審決集」1988年, 1991年及び1994年

- 版参照。
- (7) 韓国公正取引委員会「第七次経済社会発展五ヵ年計画 公正取引部門計画」, 1991年12月24日, 12~15ページ。
  - (8) 韓国公正取引委員会「『新経済五ヵ年計画』公正競争秩序の定着と企業経営革新部門」, 1993年7月, 7ページ及び8ページ。
  - (9) 関税率は、引き下げられてきているが、全品目の平均関税率(1983年23.7%, 89年12.7%, 93年8.9%)より上回っている状況にある。また、それのみならず、市場支配的事業者の品目に係わる輸入自由化率についても引き上げられてきているとはいえ、全品目の輸入自由化率(83年80.4%, 89年95.5%, 93年98.1%)より下回っている状況にある。(前掲、「韓国独占禁止法における市場支配的地位濫用規制制度」, 35ページ参照)
  - (10) 韓国公正取引委員会の「市場支配的事業者管理便覧」(1993年4月)によれば、1981年度から93年度までの間、継続して市場支配的品目に指定されているものが22品目、5回以上指定されているものが89品目存在する。
  - (11) 前掲、「公正去来年次報告1994年版」, 53ページ。